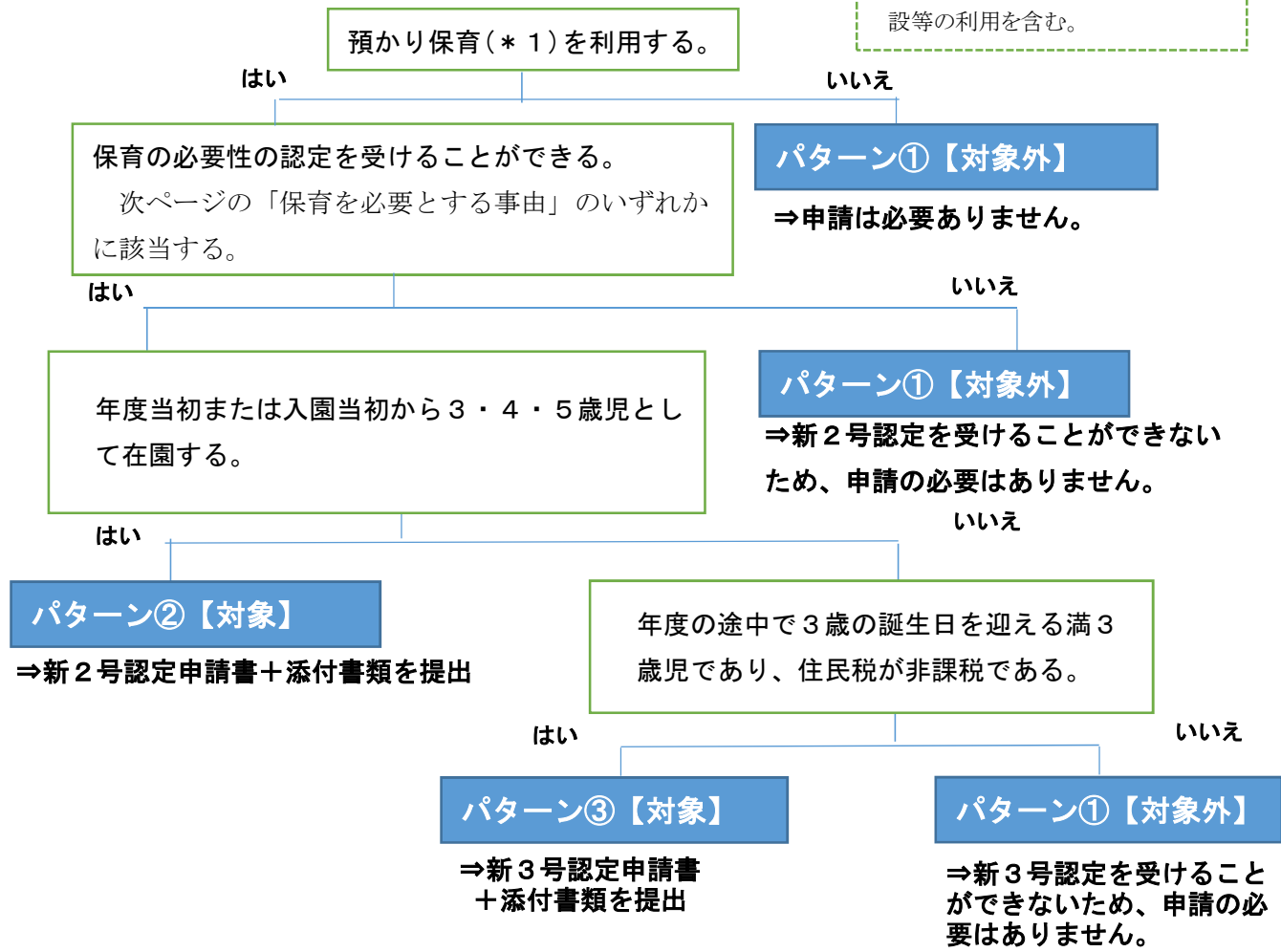


子育てのための施設等利用給付（預かり保育） 認定申請について

必要となる認定・申請書類は？【フローチャート】

*1 園が預かり保育を実施していない場合、実施時間・日数が一定の水準以下の場合には、認可外保育施設等の利用を含む。



パターン	施設等利用給付認定	無償化の対象範囲 預かり保育料(*2)	提出書類	
			申請書	添付書類
①	なし	対象外	ありません。(教育・保育給付認定(1号)については、別途園から配布される申請書を御提出ください。)	
②	新2号認定	上限 450円/日 (11,300円/月)	申請書B(両面)	・保育を必要とすることを証明する書類(次ページ参照)
③	新3号認定	上限 450円/日 (16,300円/月)	申請書B(両面)	・保育を必要とすることを証明する書類(次ページ参照) ・非課税証明書(*3)

*2 幼稚園が実施する預かり保育の、教育時間を含む平日の実施時間が8時間未満または年間実施日数が200日未満の場合、さらに認可外保育施設等を利用する場合の利用料も無償化の対象(上限額は預かり保育利用料とあわせて上記の金額)となります。

*3 1月1日(4月～8月の入園であれば前年、9月～3月の入園であれば当年)の時点で、川崎市外に保護者の住民登録があった方(単身赴任などで園児と別居している場合を含む。)のみ提出

【書類の提出方法等について】

提出は幼稚園を通して市へ行います。各幼稚園が指定する日までにお出しく下さい。
また、さかのぼって認定することができないため、認定を希望する日(※4)までに市への書類の提出が間に合わない場合、無償化給付額が減算されることがあるので、認定を希望する日までに、市へ御提出をお願いいたします。

※4 認定を希望する日：利用開始予定日や保育を必要とする事由が発生した日

【保育を必要とする事由と保育実施期間等】

	保育を必要とする事由	保育実施期間
1	月64時間以上(※1)の就労(※2)	小学校就学前までの保育を必要とする期間
2	妊娠、出産	出産予定日の前後各2か月程度
3	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間
4	同居又は長期入院している親族などの介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間
5	災害の復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
6	求職活動又は起業の準備	2か月以内
7	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学していること	職業訓練校や大学等へ通学する期間
8	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間
9	児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、市長が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間

※1 令和3年3月の利用までは、1日4時間以上かつ月16日以上就労していることが必要です(令和3年4月から基準を変更し、1日の就労時間及び月の就労日数に関わらず月64時間以上就労している場合に該当となります)。

※2 育児休業取得時に、既に施設等を利用しているお子さんがいて継続利用が必要である場合は、育児休業を終了するまでの期間、認定が可能です。

【保育を必要とすることを証明する書類】

提出書類(保護者ごとに必要)	保護者の状況
就労証明書	<p>●居宅外就労による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労内定の場合、実績額の見込の証明を受けてください。 ・シフト勤務の方はシフト表をご提出ください。 ・書式については、変更となっています。ご注意ください。 ・雇用されている方で、テレワークにより在宅勤務の方も含まれます。
就労状況申告書	<p>●自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裏面の一日の就労(予定)の様子もご記入ください。自営の証明書類(写し)は、直近の確定申告書(写し)等の「収入を証明するもの」や、営業許可証・開業届(写し)等の「自営を証明するもの」を指します。
自営の証明書類(写し)	
母子健康手帳(写し)	<p>●妊娠・出産による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名と出産予定日が記載されているページの写しをご提出ください。
疾病・障害状況申告書(保護者の方の書類)	<p>●疾病・負傷による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類として診断書が必要です。
診断書	
疾病・障害状況申告書(保護者の方の書類)	<p>●障害による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類として身体障害者手帳(写し)、療育手帳(写し)、精神障害者保健福祉手帳(写し)が必要です。
障害者手帳(写し)	
介護状況申告書(介護対象者の方の書類)	<p>●親族の看護・介護をしている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裏面のスケジュール表もご記入ください。 ・添付書類として診断書、身体障害者手帳(写し)、療育手帳(写し)、精神障害者保健福祉手帳(写し)、介護保険証(写し)のいずれかが必要です。
診断書、障害者手帳又は介護保険証	
在学証明書	<p>●職業訓練校や大学などへの通学による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学予定であれば、在学証明書の代わりに「合格通知書」(写し)と「パンフレット」をご提出ください。
時間割又はスケジュール表	
求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	<p>●求職活動又は起業準備をしている場合</p>
合格通知書(写し)	<p>●自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等で、就労につながる就学先が確定した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学内容がわかる資料とは、授業カリキュラム表に類するものを原則とします。
就学内容がわかる資料(写し)	